

(仮称) 酒田市コミュニケーションポート及び八幡分館・
松山分館・ひらた図書センター指定管理者候補審査基準

平成31年4月

酒田市教育委員会

1 本書の位置付け

本審査基準は、酒田コミュニケーションポート（仮称）及び八幡分館・松山分館・ひらた図書センター指定管理者募集要項と一体のものであり、優先交渉権者を決定するに当たって、酒田市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う審査について、その方法や評価基準等を示し、応募者の行う提案に具体的な指針を与えるものです。

2 審査の体制等

(1) 選定委員会

選定委員会は、次に掲げる5名で構成されます。

- ・委員長 副市長
- ・副委員長 総務部長
- ・委員 企画部長
- ・委員 教育次長（当該業務担当）
- ・委員 地域創生部交流推進調整監

(2) 審査結果等

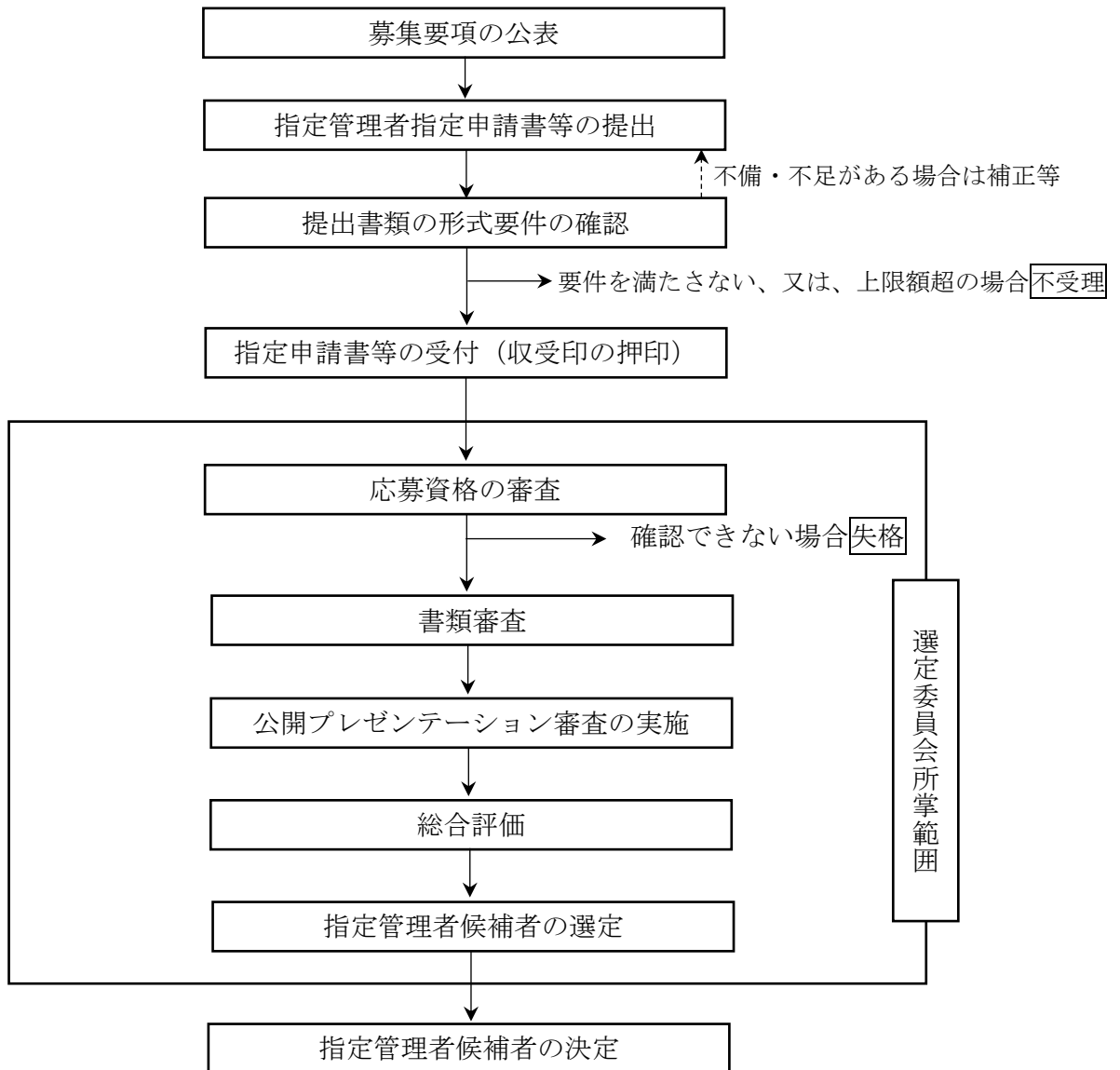
審査結果の経過・概要については、適宜、市のホームページ等で公表します。

(3) 指定管理者候補者の決定

本市は、選定委員会による審査結果を踏まえ、指定管理者候補者を決定します。

3 審査の進め方

指定管理者候補者は、次の手順で提案内容を総合的に評価して決定します。



4 応募資格の確認

提出された資料に基づき、募集要項に記載した応募者が満たすべき参加資格要件について確認します。なお、要件を満たさない応募者は失格となります。

5 審査方法

(1) 書類審査及び公開プレゼンテーション審査の考え方

選定委員会は、応募資格を確認した応募者の提案について、書類と応募者に対するヒアリングによる審査（公開プレゼンテーション審査）を行います。

(2) 審査項目及び評価基準

書類審査及び公開プレゼンテーション審査の審査項目並びに評価の配分については、次

項に掲げる評価基準のとおりであり、本市が本事業に対して民間の創意工夫の発揮を期待する度合いを勘案して設定したものです。

(3) 採点と評価の考え方

選定委員会は、各委員の提案内容に対する評価点をもとに、評価基準の各項目に基づき、応募者が指定管理者として適当かどうか各委員が意見を表明し、選定委員会全体で議論し採決方式によって、指定管理者候補者を選定します。

6 評価基準

評価基準	審査項目／審査の視点	評価点	審査対象申請書類
1 公共性と平等利用の確保が図られること	(1) 管理の基本方針	15	事業計画書 1. 管理の基本方針 2. 利用者の平等利用の確保
	・指定管理者制度の趣旨や期待される役割を理解した基本方針であるか		
	・公の施設としての役割や当該施設の設置目的を理解した方針であるか		
	・市の施策や方針と申請者の基本方針に整合性はとれているか		
(2) 利用者の平等利用の確保	15		
・一部の利用者に不当な利用制限や優遇を与える計画となっていないか			
・生活弱者への対応・配慮は十分に図られているか			
・利用者への適切な情報提供を行う取り組みが提案されているか			
2 施設の効用の最大限の発揮と管理経費の縮減が図られること	(1) サービスの質の維持又は向上	15	事業計画書 3. サービスの向上 (1) サービスの質の維持・向上 (2) 意見の反映と苦情等対応 4. 施設の効果的な活用と効率的な運営 (1) 施設の効果的な活用方策 (2) 効率的運営の取組 (3) 要求水準を達成するための取組
	・サービスの質を維持・向上させるための具体的な提案があるか		
	・実現可能性が高く、効果的な提案であるか		
	(2) 意見の反映と苦情等対応	5	
	・利用者の意見・要望の把握やそれらを業務に反映する方法等の提案があるか		
	・トラブルや苦情処理への対応や体制が具体的に示されているか		
	(3) 施設の効果的な活用方策	10	
	・具体性を持った利用促進策が根拠を持って提案されているか		
	・効果的な自主事業が積極的に提案されているか		
	(4) 効率的運営の取組	15	
・管理経費の縮減への取り組みは具体性があるものか			
・適切かつ実効性のある収支計画が根拠を持って提案されているか			
(5) 要求水準等に対する取り組み	5		
・市が示す要求水準を達成するための具体的な提案であるか			
・実現可能性が高い取り組みであるか（又は水準達成の方法が過度でないか）			

3	事業計画に沿った管理を安定的に行う体制と能力を有していること	(1) 業務履行の体制	10	事業計画書 5. 施設管理を安定的に行う体制と能力 (1)業務履行の体制 (2)職員の雇用と人材育成 (3)施設の適切な維持管理 (4)財務的な能力 7. その他 (2)施設運営に対する意欲等	
		・施設の管理運営に適した執行体制（指揮命令系統）が確立されているか ・業務の遂行に必要な人員や有資格者は確保されているか			
		(2) 職員の雇用と人材育成	20		
		・職員採用の方針や雇用計画が適切に立案され、労働条件は適切であるか ・職員の指導、研修計画は適切であり人材育成に積極的であるか			
		(3) 施設の適切な維持管理	10		
		・施設自体の質を維持又は向上させる方策や工夫が提案されているか ・第三者への委託を行う場合の指定管理業務の範囲が明確であり適正なものか			
(4) 財務的な能力	10	収支計算書及び計画書			
・施設の管理運営を安定的かつ確実に行える経営状態であるか ・経理を適正に実施し、チェック体制の確保や経理規程が提案されているか					
(5) 施設運営に対する意欲等	10				
・当該施設を管理運営することに対する意欲・熱意は感じられる提案であるか ・当該施設が抱える課題を把握・分析し、改善策などを提案しているか					
4	法令遵守と安全管理の確保等が図られること		(1) 法令遵守の徹底	5	事業計画書 6. 法令遵守と安全管理の確保等 (1)法令遵守の徹底 (2)個人情報の保護 (3)危機管理の取組 (4)環境への配慮 7. その他 (1)地域連携と地域貢献
			・法令遵守の徹底に向けた具体的な方針や取り組みが示されているか ・団体等の社内規範や倫理規範が明確であるか（又は整備されているか）		
		(2) 個人情報の保護	5		
		・個人情報の取扱について具体的な方針・考え方が示されているか（又は取扱マニュアルが整備されているか）			
		(3) 危機管理の取り組み	5		
		・緊急時の対応方策や連絡体制、日常の事故防止策等が掲げられているか ・管理運営上発生する損害等のリスクへの備えは検討・提案されているか			
		(4) 環境への配慮	5		
・省エネルギーや廃棄物の発生の抑制等の環境に配慮した経営は提案されているか ・環境保護等に対し、積極的・前向きな姿勢であるか					
(5) 地域連携と地域貢献	10				
・地域活動への積極的な関わりや連携への取組みが提案されているか ・地元雇用・地元調達の方針・考え方と具体的・効果的な取組みが提案されているか					

5 その他 施設の 性質又 は目的 に応じ て必要 と認め る事項	(1) 中心市街地及び駅前地区の活性化拠点施設	20	事業計画書 8. 施設の性質又は目的に応じた 項目
	・魅力ある施設を実現するために必要となる具体的な要素（コンセプト）、機能、方向性、取組みが提案されているか ・官民複合施設として、再開発エリア内の民間施設、周辺関係機関、その他市民団体等との連携に対する姿勢、提案が提示されているか		
	(2) 提案事業	20	
	・申請団体の強み、ノウハウ等を生かした独創的かつ実現可能な提案事業が示されているか ・施設利用者、交流人口の拡大に資するイベント企画事業（特別枠）の企画提案が示されているか		
(3) 先行オープン業務、先行オープン・グラントオープン準備業務	10		
・円滑な開館に向けて留意しなければいけない視点、考え方等が的確に示されているか			
計		220	

《評価基準》

可	受託能力がある：6割超（220点満点の場合132点超）
不可	受託能力に疑問がある：6割以下（220点満点の場合132点以下）